

# 予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：成人病予防費

## 事業名 生活習慣病予防啓発事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 健康増進係 電話番号：058-272-1111(内3317)

E-mail : c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 706 千円 (前年度予算額： 504 千円)

### <財源内訳>

区分	事業費	財源内訳							
		国庫支出金	分担金負担金	使用料手数料	財産収入	寄附金	その他	県債	一般財源
前年度	504	0	0	0	0	0	0	0	504
要求額	706	0	0	0	0	0	0	0	706
決定額									

### 2 要求内容

#### (1) 要求の趣旨（現状と課題）

岐阜県の死亡原因の第1位は「がん」、2位は「心疾患」、4位は「脳血管疾患」（令和4年）であり、この3つの死因による死亡は、全死亡の約半数を占めている。また、近年では熱中症による健康被害が増加しており、生活習慣病予防や熱中症予防の対策は喫緊の課題であるため、県民への正しい知識の普及と、予防に関わる関係者の資質向上を図り、岐阜県の生活習慣病の発症予防、重症化予防を推進する。

#### (2) 事業内容

##### ①県民への普及啓発

生活習慣病予防のため啓発媒体を作成し、配布する。

##### ②出前講座（県内の在住外国人を含む）の実施

食生活の改善支援を中心とした生活習慣病予防のための講座を実施する。

##### ③健診・保健指導実践者育成研修費

特定健診、保健指導実践者を育成するための研修会の開催

「健診・保健指導研修ガイドライン」に基づき岐阜県保険者協議会と共に

### (3) 県負担・補助率の考え方

第4次ヘルスプランぎふ21（岐阜県健康増進計画）、第4次岐阜県がん対策推進計画、第4次岐阜県食育推進基本計画、第8期保健医療計画においても、県が生活習慣病予防の普及啓発を行うこととしており、県が本事業を実施することは妥当である。

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	137	講師報償費
旅費	117	講師費用弁償、業務旅費
需用費	45	事務消耗品
役務費	30	電話・郵送代
委託料	367	普及啓発に関する委託
使用料及び賃貸料	10	会場使用料
合計	706	

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

- ・第4次ヘルスプランぎふ21（岐阜県健康増進計画）
- ・第4次岐阜県がん対策推進計画
- ・第4次岐阜県食育推進基本計画
- ・第8期岐阜県保健医療計画

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

#### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

住民が生活習慣病予防に関する正しい知識を持ち、食事、運動、禁煙等の健康的な生活習慣の定着、健診（検診）の受診、医療機関への適切な受診等、個人の主体的かつ積極的な健康づくりの実践を支援する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

### ○指標を設定することができない場合の理由

- ・事業全体を定量的に表す指標がない。
- ・第4次ヘルスプランぎふ21（岐阜県健康増進計画）、第4次がん対策推進計画、第4次岐阜県食育推進基本計画の評価は別に実施している。
- ・熱中症はその年の気候に左右されるため、目標値の設定が困難。

### （これまでの取組内容と成果）

令和2年度	・特定健診・保健指導実践者研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。
令和3年度	・特定健診・保健指導実践者研修会をオンラインで開催し、保健指導実践者の対応能力の養成を行った。最新の知見や保健指導の質の担保には継続的な研修の機会が必要である。
令和4年度	・特定健診・保健指導実践者研修会をオンラインで開催し、保健指導実践者の対応能力の養成を行った。最新の知見や保健指導の質の担保には継続的な研修の機会が必要である。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

#### ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	急速な高齢化の進行にともない、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸は重要課題であり、生活習慣病を予防することは必要性が高い。また、生活習慣病の発症や重症化予防に資する支援は必要である。 医療保険者に特定健診・保健指導が義務付けられ、県は保健指導従事者に対して研修等で技術的支援を実施する役割がある。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
(評価) 3	期待以上の成果あり 期待どおりの成果あり 期待どおりの成果が得られていない ほとんど成果が得られていない
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
(評価) 2	イベント等で指導媒体等を配布するなど効果的な普及啓発を行うことができた。また、特定健診等研修会は、県と保険者協議会との共催実施にて、事業の効率化を図っている。

### (今後の課題)

#### ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

健康寿命の延伸のための生活習慣病予防対策として、国の動向の把握や、対象者の生活背景等に応じた効果的な普及啓発を継続する必要がある。

### (次年度の方向性)

#### ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

第4次ヘルスプランぎふ21（岐阜県健康増進計画）、第4次岐阜県がん対策推進計画に基づき、生活習慣病等の予防に係る継続した普及啓発の実施が必要である。さらに、保健指導従事者に対しては受講者のニーズにあった具体的な研修の在り方を示すとともに、力量向上に向けた支援を県として行う必要がある。

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	国保ヘルスアップ支援事業（国民健康保険課）
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	県が行う保健事業の効果的な実施及び市町村が行う保健事業を支援するため